**令和５年度より下水道事業が公営企業会計に移行します。**

本町では、下水道事業の長期的に安定した経営を持続していくため、令和５年４月１日より、これまでの「官公庁会計(氷川町下水道事業特別会計)」から、地方公営企業法を適用し、「公営企業会計(氷川町下水道事業会計)」へ移行します。
　公営企業会計への移行は主に会計方法の変更であり、町民の皆様に直接の影響はありません。

**会計方法の主な変更点**

官公庁会計（単式簿記）**移行**公営企業会計（複式簿記）

収入と支出を現金が動いた　　　　　　　　　　　　　収入や支出を含む全ての財

時点で記録する現金主義の　　 　　　　　　　　　　産の増減の変化を、その発生

会計方式　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　時点で記帳する発生主義を

採用した会計方式

**公営企業会計移行による効果**

1．経営状況等の明確化

損益取引と資本取引に区分して経理するので、経営状況等が明確になり、その分析を通じて将来の経営計画等が策定できる利点があります。

2．適正な資産管理

減価償却費（長期にわたって使用される固定資産の取得に要した支出を、その資産が使用できる期間にわたって費用配分する手続き）の導入により、計画的な施設の維持改善や老朽化対策などの適切な対応と資金調達の必要性が明確にできます。

3．職員の経営意識の向上

下水道事業は、事業規模が大きいことから町の財政運営や町民生活に与える影響が大きいので、職員の経営意識や原価意識の向上がこれまで以上に図られます。

今後も経営のさらなる効率化を図り、健全かつ維持可能な下水道事業経営に取り組んでいきます。

氷川町役場

建設下水道課